

『受禪戒作法』の資料位置

——中世禪家における菩薩戒儀軌の源流——

葛西好雄

栄西禪師(一一四一—一二二五、以下敬称略)の著作の中で戒律に関係するものが若干知られており、他の著述に關してもおよそそうであるように、異本との関連や真偽の問題など要するものが少なくない。先人の研究に従えば、

○受戒儀軌一卷

○齋戒勸進文一卷

○円頓一心戒和解一卷

○自誓受三聚淨戒法一卷

○梵網經菩薩戒作法一卷

などがある。このほか多賀宗牟氏は「栄西の著作」という論文の中で、「一心戒儀軌」を上げられ、また著書『栄西』の中で「受禪戒作法」を取り上げている。

今、ここに七編の著作が列べられ、『齋戒勸進文』については栄西の著述として認知されており、また『円頓一心戒和解』については多賀氏の翻刻紹介論文があるので特に問題とはしない。

そして右の論文の中で多賀氏は、『受戒儀軌』『自誓受三聚淨戒法』『梵網經菩薩戒作法』『受經作法』の四部については「その如何なるものかは筆者は知るところがない」と言い、『栄西』の中でも著作リストからはずさされている。

本論で対象とするのは、『梵網經菩薩戒作法』と『受禪戒作法』である。この両者は本を正せば同一系統の儀軌本であり、栄西親撰か否かの問題もあるが、特に後者は駒澤大学に写本が伝わり、その存在は少なからず知られてはいた。これらの資料については渡部賢宗氏が道元禪師の得度受戒儀軌を中心として禪戒に關連する資料を精査され、そのことに筆者も裨益され、しばしば言及してきた。そうした中で、道元禪師（一一〇〇～一二五三）の『出家略作法』は栄西述と伝承された『梵網經菩薩戒作法』を直接参照し撰述したのではないかと感慨を持つようになった。⁷⁾理由はいくつか上げられる。後述するように道元禪師關連の得度受戒儀軌類は栄西撰とされる受戒儀軌と密接な關連があることが論証されており、道元禪師が日常的に使用する受戒作法である『出家略作法』は嘉禎三年（一二三三）撰述であり、その資懷非（一一九八～一二八〇）が文曆・嘉禎年間中に筆録した『正法眼藏隨聞記』（以下『隨聞記』と略称⁸⁾）にあらわれる受戒・戒行・持齋といった事項、『出家略作法』と『梵網經菩薩戒作法』の構成の類似、『出家略作法』奥書などから、そう決論するのが妥当のように思われる。⁹⁾

『梵網經菩薩戒作法』は『諸回向清規式』所載虎関師鍊（一二七八～一三四六）『禪戒軌』の末尾に付される一本が知られるに過ぎず、虎関自身「始め此の戒を受けてより、軌文の繁略を整えんと欲するに違あらざるなり」（原漢文）と自身がこの戒を受けたことを表明し、この時の作法文に繁略があり手を入れざるえなかつたことを述べている。それではこの繁略なる原本はどのようなものか、恐らくは『諸回向清規式』中の『禪戒軌』所収本がそれそのままである可能性が高く、今一度写本等を調査して発表したい希望があつた。残念ながら微力にして成し遂げ得なかつたことをお断りしておきたい。そこでもう一つの『受禪戒作法』も未公表資料なので、これを翻刻紹介することにかえ、このような問題もあるということをご記憶していただけたら幸いである。また使用した資料が錯綜しているので、末尾に「關係資料」として本論中で述べたことをまとめておいた。参照されたい。

一、『禪戒軌』と『禪門授菩薩戒軌』の関係

すでに触れたようにこれらの資料関連を指摘されたのは渡部賢宗氏であり、その業績について、筆者なりに次のようにまとめたことがある。^①再度確認すれば、①伝栄西撰『梵網經菩薩戒作法』やその異本類と曹洞宗の受戒儀軌類との関連を指摘し、②栄西の戒儀に、日本天台宗の五台山安然からの継承を認め、同様に曹洞宗戒儀への影響を指摘し出典を認めた、ということである。

①について天倫楓隠編『諸回向清規式』所収の『梵網經菩薩戒作法』が、『受禪戒作法』の関連資料であること、曹洞宗が伝えた戒儀、例えば雲樹寺本『得度授戒作法』はその影響下にあり『諸回向清規式』に収録され、無著道忠(一六五三〜一七四四)撰『小叢林略清規』『得度儀規』が『禪苑清規』のほか『梵網經菩薩戒作法』や雲樹寺本を参照していることなど、その他の異本も含め種々の資料関係を説明されている。

その中で渡部氏は、虎関の『禪戒軌』と『禪門授菩薩戒軌』についても論考されている。殊に『禪戒軌』は、異本関係を調べる場合主要な位置を占めるので、この論考について簡単に紹介しておく。

渡部の論文「禪門授菩薩戒規について」^②では、『禪戒軌』は『禪門授菩薩戒軌』の略本ではないことが明かされる。通説とは逆に『禪戒軌』が虎関の撰したもので、『禪門授菩薩戒軌』はそれを本に作られた後世の作法書であるという。つまり、

一、虎関は『海蔵和尚紀年録』や『禪戒軌』そのものに付された序で「今、十門を分かちて以て儀範と為す」とし、一演唱・二問遮・三発心・四懺悔・五請聖・六三帰・七三聚・八十重・九輕戒・十回向の段に分かったのであるが、『禪門授菩薩戒軌』(第七三聚)と(第八十重)の間に(証明)と(現相)を建てて、実質上十二門にしている。これは天台の『受菩薩戒儀』に基づく改編で、虎関の意に背いている。

二、『禪戒軌』は『三帰第六。一切の受戒、三帰を首と為す』と三帰受法を説くのに対して、『禪門授菩薩戒軌』

のそれは伝教大師の『授菩薩戒儀』の三帰段を重複して載せてあり、後人の増添を思わせる。そのため参考にされた資料は、最澄『授菩薩戒儀』と安然『普通授菩薩戒広釈』である。

三、一で示した増広部分(現相)には「娑婆世界教主、釈迦牟尼滅後、今已二千七百」の句があり、最澄『授菩薩戒儀』「円珍朱筆」の「周穆王壬申仏涅槃……至寛平三年都經千八百三十九年」より換算すれば、宝曆二年(一七五二)のことになり、虎関の時代のものではないことが分かる。

とする。渡部は『禅学大系』戒法部の『禅門授菩薩戒規』を使用する。これは現在までに活字化された唯一の本である。底本について当該書は、「某師の珍藏せる写本によりて」と明らかにせず、『禅宗編年史』はイヨ(伊与)明光寺のものと紹介している。ほかに龍谷大学に写本があることが知られ、こちらは標題を「禅門授菩薩戒軌」⁽¹⁴⁾「伝舜峰和尚、受南堂秘教總綱」とし、内題に「伝菩薩戒規範」と示す。『禅門授菩薩戒軌』は禅学大系本が『禅門授菩薩戒規』とし、これが通用しているが『禅戒軌』との関連からは『禅門授菩薩戒軌』の名称の方が相応しいと思う。したがって本論では、特に区別をしない場合、『禅門授菩薩戒軌』の名称で統一することにした。

さてこの舜峰は東福寺二六三世舜峰師孝のことと思われる。『東福寺誌』によれば寛政五(一七九三)年九月二十一日に世寿八一歳を以て示寂している。この直前の六月、承天寺から南堂円準という人物が東福寺常楽庵⁽¹⁵⁾に輪番として上洛し、よく二月まで勤めたとされている。龍谷大学本『禅門授菩薩戒軌』のいう最初南堂といい、後に象田と改名した人物はこの人のことと見て差し支えないだろう。恐らく『禅門授菩薩戒軌』を伝えたものこの頃と推測でき、⁽¹⁶⁾先の禅学大系本の年号より四十年ほど後のこととなる。これらの写本がいつ頃からこの形態で伝わっているかは判然としない。しかしそれは、禅学大系本の数字は端数を略している可能性もあり、この時代からそれほど隔たったものではないと思う。渡部氏が指摘されたように『禅戒軌』を増広改編した後代資料に属することは承認できると思う。

二、『梵網經菩薩戒作法』から『禪戒軌』へ

一

『禪学大系』や龍谷大学所蔵写本によつて知られる『禪門授菩薩戒軌』は、『海蔵和尚紀年録』『諸回向清規式』に載録された虎関師鍊撰『禪戒軌』をもとに改編した作法書である。それではこの『禪戒軌』がどこまで栄西の元作法を継承するものなのか、何故虎関が栄西の菩薩戒思想を受けなければならなかつたのか、それほど明確に言及されてきたようではないので、一言触れておく。

虎関が『禪戒軌』に付した序では、「昔、菩提達磨、南印度より仏心印を帯びて支那に入る。直指単伝、峭絶巉岩なり。然るに菩薩戒を以て並びに二祖に授く。爾来五家七宗、授受を輟せず。……始め此の戒を受けてより、軌文の繁略を整えんと欲するに遑あらざるなり。釈仏心印を受け杖払、井びに菩薩戒を授与せらる。禪の一大事、差あ、此の大戒、余品に似ず。達磨祖師、心印に合せて伝う。是の故に受者当に淨信を生ずべし」と、栄西が伝えた達磨直伝の菩薩戒であることを表明している。

これはどういふことかと言えば、虎関自身が記した『元亨釈書』によつてうかがい知ることができ。虎関はわが朝禪の黎明期において禪を伝えた東福寺開山円爾弁円（一一二〇—一一二八〇）の法孫にあたり、円爾—東山湛照—虎関と次第するが、その虎関自身が記した円爾伝に、

乃ち三井を出でて野州長楽寺に往き、栄朝に従ひ別伝の道を問う。朝は建仁西公の上足なり。初め西は、
敝虚の室の禪門大戒図を得。爾、就いてこれを受く。(原漢文)

と、円爾が参学の当初、栄西が虚庵懐敝から禪門の大戒を相承して帰朝したことを知り、栄西の上足栄朝（？—一二四七）を訪ねてこれを受けたとしている。これは『聖一国師年譜』（法嗣圖心編）でもほとんど同様で、

吾聞く、野州の長楽寺に栄朝という者あり僧。ただ三部の密法を伝持するのみにあらず、而してまた禪

戒を受けて教外別伝の道を聴く。知識は遙かにあらず、何ぞ此に滞らんや、と。乃ち園城を出でて野州に赴く。朝に就いてその蘊ぶつむ所を扣く。⁽²⁰⁾(原漢文)

とされている。円爾は明らかに教外別伝の教えと禅戒を目的として、荣朝に参じたのである。

また同じく『元亨釈書』荣西伝に虎関は次のように記す。

これに先だち万年にあるの日、敝、語して白さく、菩薩戒は禅門の一大事なり。汝、海を航り来たつて禅を我に問う。因つて之、及び応器坐具宝餅拄杖白払を付す、と。その因、迦文已下二十八祖、達磨より

このかた虚庵に至つて嫡々相承、横枝を括らず五十三世の系連、明覲なり。⁽²¹⁾(原漢文)

「之」とはまさしく菩薩戒そのものであり、「菩薩戒は禅門の……」より「……応器坐具宝餅拄杖白払を付す」までは、道元禅師が伝える黄龍下の血脈、「授覚心戒脈」「授理観戒脈」と呼ばれているもの、「証文」部分にほぼ等しい。これは恐らく伝戒の血脈なので、これを付嘱された人以外には知ることがない文である。即ちこの語句を荣西伝に挿入することができた虎関その人も、この血脈を授かった一人であることを明かしている。

虎関の行状を示す『海蔵和尚紀年録』によれば、荣西下の菩薩戒を受けたという記録はないが、円爾が相承したものを、東山(一一三二〜一二九二)を通して授けられたと見るのが無難だろう。こうした禅宗に伝わる菩薩戒の記事は、鎌倉時代の禅者についておおよそを見ると、道元禅師が曹洞下の如浄より受けたことを例外として、遡ればすべて荣西に収斂される。⁽²²⁾その道元禅師も、明全(一一八四〜一二二五)より荣西下の戒脈を相承している。虎関が『禅戒軌』演唱で「惟れ我が明菴」と強調する所以である。

このように虎関も、荣西相承の菩薩戒を受けうる立場にいたこと、また荣西等がわずかに伝えた達磨直伝の菩薩戒なるが故にこの保存と拳揚に勤めたに違いない。

『禪戒軌』序は、『禪戒軌』著述の理由を「軌文(榮西作法書)の繁略」にあると説明する。この榮西の作法書とは『諸回向清規式』所載の『禪戒軌』(以下この本を指す時は諸回向本と呼称する)末尾に「榮西述」という『梵網經菩薩戒作法』を収録することから『梵網經菩薩戒作法』(以下『梵網戒作法』と略称)のことを指すと思われる。つまり『梵網戒作法』は作法が略されていたり煩雑な文章を含んでいたたりしたことである。この両書の本文の字句の異同のみを対比しても、繁略を整理したというほどのことではない。それらについては渡部論文に詳述されているので省き、ここでは全編の構成を対比して例示することにする。

『禪戒軌』

『梵網戒作法』

演唱

道場莊嚴

総礼

如来唄

釈迦牟尼仏宝号

加持香水

問遮

四弘誓願

懺悔

懺悔

請聖

三帰

三帰

三聚淨戒

三聚淨戒

菩薩戒序

十重禁戒

十重禁戒

四十八輕戒

現相

後唄

回向

回向

作法が略されているという部分は、受戒に必要とされる「問遮」(遮難・七遮)のほか、「四十八輕戒」や「四弘誓願」などが上げられる。文章自体は例えば、「懺悔」段を比較してみれば分かるように、むしろ『禪戒軌』の方が懺悔文自体を載せないなど不備もある。

一方、繁というのは、『梵網戒作法』が「如来唄」などの前作法を置き、「加持香水」や「回向」の内容など、密教的な色彩が濃いのを、『禪戒軌』は削筆して改めたとの指摘がされており、このことが該当するのだろう。また『梵網戒作法』には「菩薩戒序」があり、『禪戒軌』が採用していないことについては後で触れたい。

それでは虎関のこうした改変は当を得たものなのかどうか。渡部氏は、虎関の『禪戒軌』と『梵網戒作法』や『受禪戒作法』を比較して『受禪戒作法』は後代のものとして位置づけ、『梵網戒作法』については後に栄西親撰の態度をとられた。本稿の課題もこの点にあり、次節において改めて取り上げる。

三、道元禪師撰『出家略作法』と『梵網經菩薩戒作法』

道元禪師が撰述された作法書はいくつか存在する。ここで問題とするのは『出家略作法』として知られる一

本である。すでに触れたようにこの本は嘉禎三年の撰述である。これは道元禪師自身が奥書をしたためており、そこに著された年時である。今必要な箇所を引いておく。

嘉禎三年丁酉結制の日、これを撰す。

講戒と受戒とは、その儀、別なり。これを詳らかにするもの少なし。何に況や大僧菩薩の戒相をや。これを明らかにするもの多からず。今撰するところは講戒の流なり。而るに菩薩戒の儀式、これを伝授するものは稀なり。今、聊か略作法を存して、而して授受の儀を示すなり。²⁶(原漢文)

これによれば道元禪師は、自身が撰述した『出家略作法』は講戒の儀式であるとし、またここに受戒の儀礼をも合糅したということを断っている。つまり講戒という儀礼と受戒という異なる儀礼があり、道元禪師は、基本的には講戒の作法書としてこれを撰述したことになる。そしてこれに関連して、すでにいくつかの作業と考察を通して、次のような仮説が得られた。²⁶

一、道元禪師は、新たに撰述した『出家略作法』を「講戒」の儀軌と位置づけ、受戒とは異なるとしている。ただし受戒の儀式を合糅した。

一、道元禪師は、受戒においては戒に関する部分はまだ戒名を唱えるだけで、内容について解説、もしくは戒經本文の規定を読み上げない、と考えていた。

一、道元禪師の伝承を記録したと推定される『戒法論』では、達磨は十戒を伝え、鳩摩羅什はこれを經本にした『梵網經』を將來し、両者は形態は異なるがソースは同じものであるとの認識に立っていた。

また講戒という行事自体、定かなことは分らないが、一応、

一、講戒という行事は、道元禪師の曾孫瑩山紹瑾(一二六四〜一三二五)が『伝光録』で「神明来て聴戒し、布薩ごとに参見す」と記述している戒の内容を会衆に聴かせ持斎するためのもので、『正法眼藏随聞記』

15	14	13	12	11
回向	後唄	現相		十重禁戒
				十重禁戒
				十重禁戒
回向	後唄	現相	四十八輕戒	十重禁戒

表中段の道元禪師の『出家略作法』について、受戒の儀則をあわせたというのは番号で1〜4の部分である。5「菩薩聽受戒文」となっている部分から「講戒」に相当するので、この部分を見てみる。『出家略作法』の回向は、内容的には『梵網戒作法』の13「現相」と15「回向」とをあわせたものとなっているので、実質的に『梵網戒作法』と比較して足りないものは14「後唄」だけである。ここで10「菩薩戒序」がある点が通常の儀軌と異なる点である。「菩薩戒序」とは布薩の序である。齋戒とは在家信者が行う布薩の行儀であることが原意とされるので、恐らくこの意味から付加したものと見る事ができる(栄西の『齋戒勸進文』では齋戒を菩薩戒と断り、²⁾そのほか在家信者に限らず、大僧の出家生活を長齋と見ている)。栄西や道元禪師の行った「講戒」の行事が、齋戒であることを意識しないと、「菩薩戒序」が何のために挿入されているか意味を見出せず、例えば『禪戒軌』のごとく廃棄削除してしまうことになる。

しかしながら講戒について詳細が不明であることに変わりない。八齋戒の受戒法は、『増一阿含經』十六「高幢品」(『大正新脩大藏經』二、以下「大正蔵」)、別訳としての『仏説八閔齋經』(大正蔵二)、『大智度論』十三(大正蔵二十五)、『阿毘達磨俱舍論』十四(大正蔵二十九)のほか、『菩薩受齋經』(大正蔵二十四)、密教系の『受五戒八戒文』(大正蔵十八)などがあり、これらの作法中で戒序を置くものはない。また渡部氏も『梵網戒作法』

戒序から『元亨釈書』榮西章の「建久三年、香推神宮の側に於て建久報恩寺を構え、始めて菩薩大戒布薩を行す」(原漢文)の記事と関連を指摘しているが、菩薩戒による布薩を別に行っていたとするので、大僧も併修するような齋戒が並存するのか疑問である。江戸時代の曹洞宗の宗学者面山瑞方(一六八三〜一七六九)は建仁寺で『梵網經』を開演し、次いで『出家略作法』の受戒を行い『洛陽東山建仁禪寺戒壇録』として記録に残している。面山は「是れ此の山の古戒を將つて、而して再び今此の山に還るなり」(原漢文)と榮西が道元禪師に伝えた戒を返すのだとし、時の建仁寺北礪道爾も「昔、千光祖翁、虚庵の室に入り布薩戒を傳來し、今に連綿たり。然るに戒脈、中古に其の伝を失す。一衆嘆傷するに堪えざるなり」(原漢文)といい、宝曆十一(一七六一)年ごろの建仁寺ではそれらしき行事は行われているが、戒脈など本旨を失っていたようである。そこで面山は曹洞宗に残った作法でこれを伝え、旧巢に戻したと感銘しているのである。今ここで建仁寺北礪が「布薩戒」と称したもの、即ち榮西が「齋戒」といい、道元禪師が「戒行・持齋」と言及し、瑩山が「神明来て聴戒し」という行事をここでは講戒と考えるのである。

さて右表で『受禪戒作法』や『禪戒軌』は七遮(問遮・遮難)を加えているが、これも恐らく榮西の立場からすれば本来作法中に加える必要のないもののはずである。なぜならば『正法眼藏隨聞記』卷二には、弟子懷非の質問に対して道元禪師は次のように答えているからである。

問云、受戒ノ時ハ七逆ノ懺悔ヲ許サズ。先キノ戒中ニ逆罪モ懺悔スベシト見ユ、如何。

答云、実懺悔スベシ。…(中略)…。

問云、七逆既ニ懺悔ヲ許サバ、又受戒スベキカ、如何。

答云、然也。故僧正自所立ノ義也。既ニ懺悔ヲ許バ、又是受戒スベシ。……。

七逆を犯せば懺悔を許さず、再び受戒することもできない、というのが戒律の定めるところである。受戒す

る時に教授阿闍梨は七遮を質問し、かつて犯したことがないか確認をする。しかしながら『梵網經』には七逆の懺悔を許すかのような文言がある。³⁵ このことを先ず懷非は確認する。道元禪師は『梵網經』は七逆の懺悔を認めている、と答える。続けて懷非は、懺悔した後、再び受戒することを許可しているのかどうか尋ねる。禪師は同様に、懺悔さえしたのであれば、その後を受戒することも可能であると答え、これは故僧正(栄西僧正)が明かされた教義である、と付け加えている。³⁶ このような栄西の立場からすれば、受戒儀礼において七逆を問遮することは意味のないことは決して思われないが、『梵網戒作法』がこの段を設けないのも了承できる。そしてこの説を承けている道元禪師の儀軌にも七遮の段は存在しない。

さらに『受禪戒作法』等には、十重禁戒に続けて四十八輕戒を置くが、通常受戒儀軌においては波羅夷罪のみが説かれ、菩薩戒においてもこれを踏襲している。³⁷ 先に上げた『戒法論』の道元禪師の伝承で、達磨は十戒を伝えたという趣旨からも、四十八輕戒は蛇足である。

以上のように他の儀軌との参差を踏まえた上で、『梵網戒作法』が「菩薩戒序」を有するという特殊面も押さえると、道元禪師撰の『出家略作法』と栄西述とされる『梵網戒作法』は構成上ほとんど一致する。『出家略作法』を撰述する以前から、『隨聞記』では受戒等を行っていた様子が記述されているが、これらは明全から伝えられたこうした栄西の遺産を受け継いで、活用していた形跡と見なしうる。同時に栄西伝承を有する数々の儀軌の中で、『梵網戒作法』は、『出家略作法』を中心とする道元禪師周辺から得られるいくつかの情報とリンクして行くのである。したがって『梵網經菩薩戒作法』を栄西禪師の撰述の可能性が高いと言いうるのではないだろうか。

四、『受禪戒作法』の位置づけ

前掲の『梵網經菩薩戒作法』や『禪戒軌』の二本と、駒澤大学が収蔵し多賀氏がその著『栄西』の中で唯一上

げられた作法書『受禪戒作法』とはどのような関係になるのであろうか。「懺悔」や「三帰」段など、『梵網戒作法』に存在しているものはおおむねこれを踏襲しているようである。両者に共通しない部分、前節の対照表に見るように、「問遮」段はどのようなようになっているのであろうか。渡部氏は『梵網戒作法』と虎関『禪戒軌』を以て比較し、『禪戒軌』を参照しているとされたが、『禪門授菩薩戒軌』との関連も見出せる。

『受禪戒作法』	『禪門授菩薩戒軌』
<p>善男子善女人、請菩薩戒、先当問取有七遮否。若有 一遮不可与戒。况二三乎。全非伝戒器、無七遮人、 即得受戒。</p> <p>所謂七遮、一出仏身血、二殺父、三殺母、四殺和尚、 五殺阿闍黎、六破羯磨、七殺聖人。如上七遮不得大戒。 其余皆通懺悔。故先問之。</p> <p>今汝等無有七遮難否<small>問答</small></p> <p>既無七遮、堪受淨戒。</p>	<p>若善男子、請菩薩戒、先当問取有七遮不。若有一遮 不可与戒。况二三乎。全非伝戒器、無七遮人、即得 受戒。</p> <p>所謂七遮、一仏身血、二父、三母、四殺和尚、五阿闍黎、 六破羯磨、七殺聖人。如上七遮不得大戒。</p> <p>故問之。</p> <p>戒經云、若現身有七遮、師不応与受戒。我今問汝、 当如実答。若不実答、徒苦自他無所尅獲。</p> <p>○汝等不殺父不。○汝等不殺母不。○汝等不殺和尚不。 ○汝等不殺阿闍黎不。○汝等不殺羯磨僧不。○汝等 不殺聖人不。<small>七上</small></p> <p>既無七遮、堪受淨戒。</p>

（『受禪戒作法』と『禪門授菩薩戒軌』の共通字句に傍線を付した。『禪戒軌』は「若善男子請菩薩戒。先当

問取。有七遮不。若有一遮不可与戒。況二三。全非伝戒器。無七遮人即得受戒。所謂七遮。一仏身血。二父。三母。四殺和尚。五阿闍梨。六破羯磨。七殺聖人。如上七逆不得大戒。故先問之」とする

『受禪戒作法』の末尾「既無七遮、堪受淨戒」の語句を比較すれば「禪門授菩薩戒軌」に近いということができる。『禪戒軌』とも似ている部分はあるが、これは「禪門授菩薩戒軌」が「禪戒軌」を承けたためであろう。これを例するに「現相」段が適當である。虎関の『禪戒軌』に「現相」はない。

『受禪戒作法』

次現相。諸仏子等至心當觀、

今日諸人信心受戒、一念功

德薰徹法界、十方世界諸仏浄土、

有無

量瑞相光明昭曜。異香薰等現、

『禪門授菩薩戒軌』

現相。諸仏子至心當觀、今此現前一衆、皆具正信、宿於仏法、有大因縁。故能來此法会發菩提心、同受菩薩大戒。当生希有心。当作難遭想。成仏作祖之勝因。決定有分。念念護持。時時策励使熱鉄輪旋頭上、終莫以此若退菩提行願。今日諸人信心受戒、一念功德薰徹法界、十方浄土、如鏡現像、如谷応響。有無量瑞相現。所謂瑞相者、或清涼風、或微妙香、或光明、或宝樓閣等。種種瑞相、法爾頭現、由此表示如是菩薩已受菩薩所受淨戒。爾時十方諸仏菩薩、觀此法爾相、生起憶念、由憶念故。正知見転、由正知見故。如実覺知某世界中。某名菩薩、於某菩薩處、正受菩薩所

彼土菩薩問此土仏、

受淨戒。又有具惑菩薩、不知瑞緣故。各問此土仏、

何因緣故有此相現。彼仏答言、娑婆世界教主、釈迦

何因緣故有此相現。彼仏答言、娑婆世界教主、釈迦

牟尼如來滅後、於南閩浮提大日本国何

牟尼仏滅後、今已二千七百。於南胆部大日本国某州

州何郡何山何寺僧伽藍処、有発心

某郡某所某山某寺道場中、何年号何月何日、有発心

人受菩薩淨戒。致淨信請証明故有此相現也。彼土菩

人受菩薩淨戒竟。故有此瑞相現。時彼土菩薩咸生觀喜。

薩咸生歡喜。各各皆言、如是等極惡之處。具足煩惱。

相謂言、彼娑婆世界、五濁惡処、釈迦仏滅後、已是像末、

如是等極惡之處。具足煩惱。

煩惱猛利、不善具足、如是時処、

惡業衆生。能発如是極勝之心。受苦薩戒。

能発如是勝上之心、為大菩提受菩薩戒甚

甚為希有。

為希有。娑婆世界一日持戒、所得功德、勝超十方無

深生憐愍。遙見是人、

難淨土、百劫修行。乃於汝等、深生憐愍、如子如弟。

生子弟想。爾時諸仏為証明。菩薩為同学。天龍八部

眷念親愛、由此仏菩薩眷念憐愍故、令汝等新学菩薩、

護念力故。功德增長不失善根。從此受戒人、今生必

希求善法、倍復增長、無有退滅。

得福寿而無諸殃。当來汝等証法身。是故諸人至心護持。

寧失身命勿敢違犯

〔受禪戒作法〕と「禪門授菩薩戒軌」の共通字句に傍線を付した。『梵網戒作法』は「次現相。当此時十方

世界諸仏浄土有無量瑞相之光明明照異香熏等現。彼土菩薩問彼土仏。何因緣故有此相現。彼仏答言。娑

婆世界教主釈迦牟尼如來。壬申滅後二千歳。南閩浮提大日本国某月某日某州某処。有発心人受菩薩淨戒。

致淨信請証明。故有此相現也。彼土菩薩咸生歡喜。各各皆言。如是等極惡之處。具足煩惱。惡業衆生。

能発如是極勝之心受菩薩戒。甚為希有。深生怜愍也。爾時諸仏為戒師為証明。菩薩為同学為同侶。天王

龍王夜叉羅刹等來加擁護。依之今生必得百二十年之壽福而無恙。當來定託三輩九品之蓮台而可生。汝等宜応志心護持不惜身命勿毀犯。仰願三宝慈悲願海垂証明知見。梵網菩薩戒經証知施主丹誠。令滿足二世求願。乃至法界平等利益供養淨陀羅尼一切諷誦¹¹回向無上大菩提¹²」である。

『受禪戒作法』はこの段では『梵網戒作法』に近い。そこに『禪門授菩薩戒軌』をも参照すれば、『禪門授菩薩戒軌』は『受禪戒作法』に近く、さらに加筆していることが分かる。

そのほか「回向」段は、『梵網戒作法』は密教的色彩を帯びており、他本はこれを参考にせず、『禪戒軌』『受禪戒作法』『禪門授菩薩戒軌』三本でほぼ同文、特に後二者は全く同じである。本文を上げての対照は省略する。

『受禪戒作法』は『梵網戒作法』を雛形にして『禪戒軌』を参照し、また『禪門授菩薩戒軌』に近い部分もある。それでは『受禪戒作法』と『禪門授菩薩戒軌』の二本の關係はどうなるのだろうか。虎関の『禪戒軌』が直接『梵網戒作法』を承けたことは論をまたず、『禪戒軌』以降、この本が全体を十段に分けたことは『禪門授菩薩戒軌』のような別本に派生する流れを形成している。『受禪戒作法』はその流れの外にあり、しかも本文はよく整理されていることよりすれば、『禪門授菩薩戒軌』が編集された後、十門に分段することや本文が冗長になる傾向への反省から、原初の『梵網戒作法』形態に立ち返り、本文の添削にこれらの別本を参照したと推定できる。

一方次のことも考えられる。『禪門授菩薩戒軌』の本文の加筆改訂の度合いは甚だしい。特に「現相」段は『禪戒軌』にもなく出典となる経論も見出せないにもかかわらず『梵網戒作法』からすれば増広量は多い。間にステツプとなる資料があったとすれば、『受禪戒作法』は丁度両者の中間的な本文を有するものである。つまり『受禪戒作法』が『禪門授菩薩戒軌』に先行する可能性も否定できない。虎関が述べた「繁略」を渡部氏は「繁本」と「略本」の意味に取っている。『受禪戒作法』のような異本が想定されるところである。筆者は当該箇所は『梵網戒作法』の語句・構成が「繁略」の意味を出ないものと判断するが、今一度検討する必要はあるだろう。あるいは間をつ

なく別の資料が存在するのかもしれない。『梵網經菩薩戒作法』自体の底本・異本が出現することを期待したいのである。

関係資料

○『梵網經菩薩戒作法』

栄西述。虎関師鍊撰『禪戒軌』に付された資料。ただし『諸回向清規式』所収本にあるのみで、『海蔵和尚紀年録』所収の同書には認められない。冒頭に標題として『梵網經菩薩戒作法。入唐沙門栄西述』とあり、掉尾は「栄西注之」としている。『諸回向清規式』は、明暦三年（一六五七）八月上梓のものと、明治年間貝葉書院から出された五冊からなる二種の木版本が知られ、同一板木と思われる。また大正蔵にも収録されている。

○『禪戒軌』

虎関師鍊撰。本論参照のこと。虎関師鍊が、栄西の菩薩戒軌文（作法文・羯磨文）の繁略を整え、さらに「演唱」や「問遮」「四十八輕戒」など、数段を新たに撰述して十段構成に仕立てたもの。『海蔵和尚紀年録』が集録したのが始まりといわれ、ほかに『諸回向清規式』が載録し、後者が栄西述『梵網經菩薩戒作法』を載せている。

○『禪門授菩薩戒軌』

龍谷大学所蔵写本〔242482〕は舜峰伝承とし、舜峰なる人物が象田という人物に授けた作法書。表題を『禪門授菩薩戒軌』、内題「伝菩薩戒規範。伝舜峰和尚、受南堂（傳授師）」とする。詳しくは本論参照のこと。

古くは虎関師鍊の撰とし、『禪戒軌』はこの本の略本とされたが、渡部賢宗氏の指摘で江戸時代のものとなされ、

『禪戒軌』より後代のものと先後関係が訂正されている。この改編が舜峰の手になるものか、それ以前に遡るものかはよく分からない。

『禪学大系』「戒法」部が「虎関師鍊撰『禪門授菩薩戒規』」の題で翻刻し、底本は一説には伊予妙光寺蔵本という。ほかに単行本があったことを予想している。なお本稿では『禪門授菩薩戒軌』の名称で統一した。

○『受禪戒作法』

本論参照のこと。「受禪戒作法。入唐栄西述」という本文の前後に、授戒会のものであろう種々の加行法・規則を付加している。また中心となる『受禪戒作法』本文は、『禪戒軌』のように十段に分けず『梵網経菩薩戒作法』の体裁を取っているが、内容は『禪戒軌』『禪門授菩薩戒軌』の字句に近く、栄西述講戒作法『梵網経菩薩戒作法』を受戒にあわせて手を入れたものと思われる。

森大狂所蔵本が知られており後に岸澤惟安師の管掌するところとなったが、現在静岡県旭伝院岸澤文庫に見あたらないということであり（旭伝院東堂田中慶道、現董青木浄翁両師談）、森大狂本を永久岳水氏が書写した写本が駒澤大学図書館に収められている〔173-W13〕。駒大図書館巻本奥書には、禪学大系と本文を同じくする『禪戒軌』（即ち『禪門授菩薩戒軌』）が共に書写されていたと記してある。

なお駒澤大学図書館には同題ながら、微妙に本文が異なる異写本が収蔵されている（『受禪戒作法』〔173-W61〕）。

【注】

- (1) 『仏書解説大辞典』巻三「興禪護國論」段、今津洪嶽氏解説。近年のものでは後注4や岩波書店『日本思想大系』巻十六「中世禪家の思想」の解題で柳田聖山氏が付したものである。
- (2) 多賀宗集『論集中世文化史』下、僧侶篇(昭和六十年、法蔵館)所収。
- (3) 両足院藏。なお古田紹欽「達磨相承一心戒儀軌」(松ヶ岡文庫藏本、一九八六年)を出版されているが、同本か否か不明。
- (4) 多賀宗集『栄西』(吉川弘文館「人物叢書」昭和六十一年)二二二頁。
- (5) 注2論文集一七九頁。
- (6) 「受戒作法」は本論には直接関係しないが、鏡島元隆氏の所論に「受禪戒作法」と見なす発言があるので(『道元禪師とその周辺』大東出版社、昭和六十年、一五五頁)、この点を鑑み触れておく。また筆者により道元禪師所伝の写本を紹介済みである。
- 「受戒儀軌」「自誓受三聚淨戒法」について筆者未見。前者について「梵網戒作法」に比したり「出家大綱」にあてられる例がある。根拠を示さないのに特に採り上げなかった。
- (7) 拙稿「初期曹洞宗教団における戒儀の受容(二)」「出家略作法」の撰述その1(『宗学研究』第四十二号、二〇〇〇年)および「得度授戒作法」について(後注9)では対照資料として「梵網經菩薩戒作法」を用いるべきであったが、筆者の認識が未熟で単独の写本が伝わる「受禪戒作法」を取り上げている。「梵網經菩薩戒作法」を利用すべきだったことをお断りしておく。
- (8) 『正法眼蔵隨聞記』の筆録時期については「隨聞記」自身の跋語、並びに伊藤秀憲「道元禪と『隨聞記』」(池田魯山編『正法眼蔵隨聞記の研究』一九八九年北辰堂に所収)を参考。道元禪師の資懷并は「懷并」のほか「懷裝」とも表記され以前は後者が主流であったが、最近の傾向にならって前者を用いることにしたい。また拙稿中諸祖師の敬称は略すが、筆者は曹洞宗に所属するため、道元禪師に限って用いることをお許しいただきたい。
- (9) 拙稿「得度授戒作法」について(『道元禪師研究論集』平成十四年、大修館書店)参照。
- (10) 「禪戒軌」は、『海蔵和尚紀年録』『正中二年』の段に、序とともに掲載されたのが初出といわれ、渡部氏はこれを「諸回向清規式」が採用したとされるが、『海蔵和尚紀年録』には「梵網經菩薩戒作法」はない。
- (11) 前注9、六八五頁。
- (12) 『宗学研究』第十七号(昭和五〇年)。
- (13) 白石芳留「禪宗編年史」(昭和十二年、観音堂)三五〇頁。このことについて曹洞宗総合研究センター松田陽志氏にご教示頂いた。ご厚意に感謝する。
- (14) 『仏書解説大辞典』巻六、四〇四頁。

- (15) 常楽庵は、開山円爾の搭所。
- (16) 先の「現証」段の「釈迦牟尼滅後、今已二千七百」以下にさらに年時が続いていたが、あいにく手控えておかなかつた。
- (17) 『大正新脩大藏經』巻八十一、六七八頁a。以下「大正藏」とする。
- (18) 同六七八頁b。
- (19) 『国史大系』巻十四、七四三頁。
- (20) 『東福開山聖一國師年譜』（元和六年版）四丁右。
- (21) 『国史大系』巻十四、六五六頁。
- (22) 拙稿「道元禪師 黄龍下列位について」（『宗学研究』第三十八号、一九九六年）。なお当該論文では紙幅の都合上神子禪師について省略してある。
- (23) 渡部賢宗「荣西述とされる『受禪戒作法』について」（岡本素光博士喜寿記念論集「禪思想とその背景」昭和五十年、春秋社）。
- (24) 『梵網戒作法』

<p>『禪戒軌』</p> <p>懺悔第四。教令受者行懺悔法。無始劫來。身口意生一切惡業。悉皆懺悔。譬如染衣先濯垢穢。然後染之其色鮮麗。衆生業垢。懺水能洗。戒藍漬染。性德軀鮮。</p>	<p>『梵網戒作法』</p> <p>先修懺悔。懺悔有二種。一事懺悔。二理懺悔。一事懺悔者。投五体於地。流汗流淚懺悔罪障也。二理懺悔者。罪障者從妄想生。從妄想生故自性空。自性空故本不生不滅。不一不異。不常不斷。不來不去。非內非外。非阿中間。了不可得。是故大施主并大衆。一向清淨無復罪障。云云。若不堪此二懺悔人。今依此受戒力可消滅罪障也。夫戒白淨法。身器清淨乃堪受。譬如洗垢復染衣。懺水除心垢。戒藍其色鮮。今对十方常住三宝。先当懺悔。各口伝唱。</p> <p>我昔所造諸惡業。皆由無始食嘔癡。從身口意之所生。一切我今盡懺悔。</p>
---	--

(25) 大久保道舟『道元禪師全集』巻下（昭和四十五年、筑摩書房）二七八頁。なお渡部賢宗『道元禪師の得度儀規の研究（一）』…『小叢林略清規』の得度儀規について（『北海道駒澤大学研究紀要』第二号、昭和四十二年）では「今所撰者……」は「今に撰する所は」と訓んで（道元禪師周辺で撰述されているのは調戒の類であつて受戒の儀軌ではない）と説むべきで、自身の撰述された作法書について言っているものではない、と解釈されている。

- (26) 前注9の拙論を参照のこと。
- (27) 孤峰智琛編『常済大師全集』(昭和四十二年、大本山總持寺)一九四頁。
- (28) 『正法眼藏隨聞記』卷一・二(『道元禪師全集』下、四二〇頁以降)。
- (29) 道元禪師の孫弟子經豪の『梵網經略抄』に『菩薩戒序ト云ハ非經文、布薩序也』(『曹洞宗全書』注解二、五六九頁)という。ほかに平川彰『二百五十戒の研究』(一九九三年、春秋社)「はしがき」ii。ただし榮西は大正藏卷二十四、一〇〇三頁aに付される『梵網經菩薩戒序』を用い、道元禪師は『梵網經』卷下(大正藏同卷、一〇〇四頁a)中の、智顛が「此土の釈迦の序」(「此土釈迦序」と称した部分)を使用し相違する。道元禪師のものを戒序と言つてよいか分からないが、文中に「我今半月半月自誦諸佛法戒」というため菩薩戒序として取り扱う。
- (30) 平川彰『原始仏教の研究』(昭和三十九年、春秋社)四一六頁。土橋秀高『戒律の研究第二』(永田文昌堂、一九八二年)一一二頁。
- (31) 國史大系本六五九頁。渡部『榮西撰とされる『梵網經菩薩戒作法』の成立とその意義について』(『北海道駒澤大學研究紀要』第十一号、昭和五十一年二月)。
- (32) 『元亨釈書』にはこのほか建保三年、榮西自身が期末を告げる布薩を記述するが、受戒についての記録はない。これら布薩・齋戒・受戒・講戒がどのように関連し、あるいは一致するものもあるのか『元亨釈書』が布薩以外の行事を著さないことは、この辺の事情を曖昧にしており、正確なことはなお不明である。
- (33) 『曹洞宗全書』禪戒(昭和四十七年)所収。
- (34) 『道元禪師全集』卷下、四三二頁。
- (35) 『梵網經』第五輕戒。大正藏二十四、一〇〇五頁b。
- (36) 実際には榮西のオリジナルの説ではなく、義寂の『菩薩戒本疏』に説かれる一説で(大正藏四十、六五七頁a)、五台院安然も『普通授菩薩戒広釈』の中で引用している(同七十四、七五九頁a)。
- (37) 平川彰『日本仏教と中国仏教』(一九九一年、春秋社)四五五頁。

凡例

一、底本は永久岳水書写・駒澤大学図書館所蔵『受禪戒作法』(173.W6)である。駒澤大学図書館所蔵書写者不明の同系統の異写本『受禪戒作法』(173.W6)を以て対校した。

一、異体字は、正字に直した。

一、段落の区切り、句読点は、異本などを参考にして適宜行なった。

一、底本は異本が細字・割注にしてある部分を、大体()記号で表し、あるいは右寄せ、あるいは細字にしている。異本を参考にして細字と割注に改めた。

一、脚注には対校の他に、『諸回向清規式』所収の「榮西述『梵網經菩薩戒作法』」の全文を段落ごとに配置し、これを他の対校と区別して一字高いところに置き、『梵』の記号をもって示した。底本に版本を使用し、句読点は『大正新脩大藏經』のものを参考にして振った。

一、対校は異本を「(イ)」あるいは「イ本」とし、前記の「榮西述『梵網經菩薩戒作法』」に関して特に注記する時は「梵本」とする。

一、繁にわたるため、次の文字は底本と異本の間で対校しなかった。

「曰」「云」

「着」「著」

また底本内でこれらの文字があつた場合、統一はしてはいない。

一、異本にある傍注類は、対校に上げることが省略した。

一、一・二点・返り点、送りがなは省略した。

一、資料の公開を許可いただいた駒澤大学図書館、並びに発表の機会を賜つた臨済宗妙心寺派宗務所教化センター、関係者諸位に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

受禪戒作法

受戒前行規式

莊嚴道場。釋尊・文殊・彌勒・十方諸佛・十方菩薩、是稱五師。木像或畫像隨有而設。若無則木牌上寫之亦可。香華燈燭茶菓隨力而供。道場中央設椅、向五師前机上當置三千佛名經・小香爐・小磬。受者敷坐具而坐。部戒師入場、燒香三拜靠椅。小磬三聲、舉心經、經畢戒師唱起如左。

南無歸命頂禮和聲一聲發拜、三引三禮下做之蓮華臺上盧舍那佛和、慚愧懺悔、六根清淨和、滅除煩惱、滅除業障。

南無歸命頂禮、千光王座釋迦牟尼佛、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。三唱

南無歸命頂禮、文殊菩薩羯磨阿闍黎、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。

南無歸命頂禮、彌勒菩薩教授阿闍黎、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。

南無歸命頂禮、十方諸佛證戒師、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。

南無歸命頂禮、十方諸菩薩眾同法侶、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。

南無三國傳統祖師菩薩、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。一唱

南無護法伽藍諸天菩薩、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。一唱

南無扶桑禪戒始祖千光祖師大和尚、慚愧懺悔、六根罪障、滅除煩惱、滅除業障。一唱

南無當寺開山大和尚、慚愧懺悔、六根清淨、滅除煩惱、滅除業障。一唱

五師外一拜、但加南無耳。右拜了小歇、唱五十三佛。拜了唱過現未佛名、左五十三佛最初耳、其餘皆拜唱之。

受戒前……梵本二以下ノ一段ナシ

釋尊……船五師（十八字）安五師拜（イ）
像（ナシ）（イ）

部ノ十四衆（イ）

單（イ）

滅除、除滅（イ）、以下同ジ
障（ナシ）（イ）

引ノド（三禮）（イ）

擊（梨）（イ）、以下注記セズ
障ノド（一唱注）三唱（三禮）（イ）、以下同ジ
擊（成本）（梨）

障（一拜）（イ）、以下同ジ

寺（一唱注）寺院（イ）
清淨（罪障）（イ）

受戒戒作法

入唐榮西述

當日設椅子於內道場、戒師先在于椅傍而立。次戒頭打手磬一通、衆展坐具、長跪合掌。戒頭到戒師前、長跪而唱曰、夫登菩薩位須憑戒品、諸佛子已發菩提心入毘尼壇。我今虔請見當山某甲和尚爲傳戒師。請師之語、恐汝等未解、各各合掌、我代汝等而唱言。我某甲等、求受菩薩心地大戒。今請大德、須臾不辭勞倦、爲我作傳戒師。我依大德故、當得受菩薩心地大戒。慈愍故。三說一禮位。

戒師受請了、先到五師前炷拜、遂倚椅子。次戒頭進炷香於中央爐。乞戒羯磨。

ソシツ 族姓大德、今正是時、願施菩薩心地大戒。三說。

歸位而唱云、大衆五師三拜。拜了次、戒頭又進、炷香如前。歸位而唱云、大衆戒師和尚三拜。大衆拜了、坐具上長跪、合掌。

次戒師、把手燒念珠唱云、諸佛子諦聽、彌勒菩薩羯磨文、受戒菩薩既戒師乞戒已專念一境、長養淨心應作此念。我今不久得無盡無量無上大功德。如是思惟默念而住。各各專緣聖境勿雜餘念。

一切恭敬自歸依佛、當願衆生、體解大道、發無上意。一禮。

自歸依法、當願衆生、深入經藏、智慧如海。一禮。

自歸依僧、當願衆生、統理大衆、一切無礙。一禮諸師。

戒師又唱云、

如來妙色身、世間無與等、無比不思議、是故今敬禮、如來色無盡、智惠亦復然、一切法常住、是故我歸依。戒師又唱云、

〔梵〕梵網經菩薩戒作法、入唐抄門榮西述

〔梵〕先道場莊嚴、
手一底本、右「手ノ刻」

與一更(イ)

〔梵〕次戒師佛前燒香禮讚、
倚一椅(イ)

炷一燒(イ)

〔梵〕次弟子拜佛及師各三拜、坐具上長跪合掌、
歸位而唱云、族姓大德、今正是時、願施菩薩心地大戒、
拜了次、戒頭又進、炷香如前、
大衆「長跪」ノ右ニアリ(イ)、坐具上「ナシ」(イ)
乞戒、成乞(イ)

念然(イ)

〔梵〕次總禮、
一禮「ナシ」(イ)、以下同シ

一禮隨障「ナシ」(イ)

〔梵〕次如來頌、

〔梵〕次歸云、
戒師又唱云「本文二作ル」(イ)

令法久住、利益有情、護持佛子、滅罪生善。各各隨我而唱、

南無本師釋迦牟尼佛。三反。返拜衆和而拜。拜了長跪合掌。

次問遮。戒師把拂云、善男子善女人、請菩薩戒、先當問取有七遮否。若有一遮不可與戒、

況二三乎。全非傳戒器、無七遮人即得受戒。所謂七遮、一出佛身血、二殺父、三殺母、四

殺和尚、五殺阿闍黎、六破羯磨、七殺聖人。如上七遮不得大戒。其餘皆通懺悔。故先問之、

打尺二下云、

今汝等無有七遮難否。衆各答無。二問三答。既無七遮、堪受淨戒。

次把散杖、加持香水。若成衆多則置杖二香水。杖二付着兩成衆之前。

次侍者集記前罪之紙。燒之衆前。本當受戒前將各名號寫於前罪紙。捺爲衆多數工夫。使各書其罪於紙上。而又不能書者故。以發誓于白紙集之以燒也。次戒師把拂云、

受戒作法。

先修懺悔。懺悔有二種、一事懺悔、二理懺悔。事懺悔者、投五體於地、流汗流淚懺悔罪

障也。理懺悔者、罪障者從妄想生、故自性空。自性空故本不生不滅、不一不異、不常不斷、

不來不去、非內非外、非兩中間、了不可得也。是故大衆、一向清淨無復罪障。若不堪此二

懺悔人、今依此受戒力可消罪障也。夫戒白淨法、身器清淨乃堪受。譬如洗垢復染衣、懺水

除心垢。戒盡其色鮮。今對十方常住三寶先當懺悔。各口傳唱。戒師置拂合掌云、

我昔所造諸惡業。皆由無始貪瞋癡。從身口意之所生。一切我今皆懺悔。三反。白。拜了跪跪。

次、戒師把香爐今敬奉請釋迦牟尼如來爲戒和尚、奉請文殊師利菩薩爲羯磨阿闍黎、奉請彌

勒菩薩爲教授阿闍黎、奉請一切諸佛爲尊證師、奉請一切菩薩爲同學侶。唯願諸聖降臨道場。

衆三拜。

〔梵〕爲令法久住利益有情護持佛子滅罪生善。即迦牟尼贊贊、令ノ上ノ爲(イ)

各各隨我而唱(本文二作ル)(イ) 三反……而拜(三反)禮衆前、每唱拜(イ)

把(執)(イ) 等ノ上ノ若(イ)

淨(逆)(イ) 打ノナシ(イ)

衆各(四衆各各)(イ) 既無七……受淨戒(別注二作ル)(イ)

〔梵〕次把持香水、若成衆多則置杖二香水、杖二付着兩成衆之前、衆(徒)(イ)

次(本文二作ル)(イ) 次戒師説口、受戒作法、

〔梵〕先修懺悔。懺悔有二種。一事懺悔。二理懺悔。一事懺悔者。投五體於地。流汗流淚懺悔罪障也。二理懺悔者。罪障者從妄想生。從妄想生故自性空。自性空故本不生不滅。不一不異。不常不斷。不來不去。非內非外。非兩中間。了不可得。是故大衆。一向清淨無復罪障。若不堪此二懺悔人。今依此受戒力可消滅罪障也。夫戒白淨法。身器清淨乃堪受。譬如洗垢復染衣。懺水除心垢。戒盡其色鮮。今對十方常住三寶。先當懺悔。各口傳唱。也(ナシ)(イ)

〔梵〕我昔所造諸惡業。皆由無始貪瞋癡。從身口意之所生。一切我今皆懺悔。和衆和(イ)、皆由無……此本(皆申)一(礙)ト略記、イ本ニヨリ補フ、三反目和每反一唱和共三反(イ)、尚上(イ)

次、歸依三寶戒三寶有三種。一一體三寶、謂如如妙理中有覺性爲佛寶。有離塵性爲法寶。

有解脫和合性爲僧寶。二現前常住三寶、謂十方三世諸佛爲佛寶。所說經文爲法寶。所被機緣爲僧寶。三住持三寶、謂泥土木石金銅綵繪之像爲佛寶。黃卷朱軸大小經論爲法寶。染衣剃髮爲僧寶。如此三寶皆共可歸依也。歸者歸源隨從之義。依者依住依怙之義也。乃永歸依如是佛法僧、勿歸依外道天魔梵王帝釋等。各合掌唱焉。戒師合掌引起

南無歸依佛東則、南無歸依法東則、南無歸依僧東則、歸依法離欲尊東則、歸依僧

衆中尊東則、歸依佛竟東則、歸依法竟東則、歸依僧竟東則。

如來至心等正覺是我大師、我今歸依稱佛爲師。肯不歸依邪魔外道、唯願三寶慈悲攝受。三寶

次、攝攝三聚淨戒今正當授。菩薩淨戒三聚爲最。一攝律儀戒滅一切惡、二攝善法戒生一切善、三攝益有情戒利一切生也。謂攝律儀十重六八、謂攝善法八萬四千諸佛法門、謂攝益有情六度四心。過去諸佛依此戒成正覺、現在諸佛修此戒成正覺、未來諸佛學此戒成正覺。汝等亦受此戒、可爲菩提正因。戒師打尺一下云仍自今身至佛身、此三聚淨戒能持否。三能持。衆

次十重禁戒。戒師打尺一下云仍自今身至佛身、此三聚淨戒能持否。三能持。衆

諸佛子等合掌至心聽、我今欲說諸佛大戒序、衆集默然聽。自知有罪當懺悔。懺悔即安樂、不懺悔罪益深、無罪者默然。默然故當知衆清淨。諸大德優婆塞優婆夷等諦聽、佛滅度後、於像法中應當遵敬波羅提木叉。波羅提木叉者即是此戒。持此戒時如闇遇明、如貧人得寶、如病者得差、如囚繫出獄、如遠行者得歸。當知此則是衆等大師、若佛住世無異此也。怖心易生善心難發。故經云、勿輕小罪以爲無殃、水滴雖微漸盈大器、剎那造罪殃墮無間。一失人身萬劫不復、壯色不停猶如奔馬、人命無常過於山水、今日雖存明亦難保。衆等各各一心

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

心攝依此戒。如法修行護身。

〔梵〕次十重禁戒。三寶有三種。一一體三寶、謂如如妙理中有覺性爲佛寶。有離塵性爲法寶。有解脫和合性爲僧寶。二現前常住三寶、謂十方三世諸佛爲佛寶。所說經文爲法寶。所被機緣爲僧寶。三住持三寶、謂泥土木石金銅綵繪之像爲佛寶。黃卷朱軸大小經論爲法寶。染衣剃髮爲僧寶。如此三寶皆共可歸依也。歸者歸源隨從之義。依者依住依怙之義也。乃永歸依如是佛法僧、勿歸依外道天魔梵王帝釋等。各合掌唱。其師唱讚令唱。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

〔梵〕南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧、歸依法離欲尊、歸依僧衆中尊、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。

勤修精進、慎勿懈怠懶墮睡眠縱意。夜即攝心存念三寶。莫以空過、徒設疲勞後代深悔。衆等各各一心謹依此戒如法修行應當學。戒師記 佛云、

第一*不殺生戒。一切有命者、不可自殺教人殺、見殺不隨喜也。一切衆生惜命、大小貴賤皆如惜吾命。準可知之、菩薩行願於一切衆生垂一子慈悲、何況忘之奪其命哉。何況殺生人生生世世短命。諸佛得長壽依不殺生戒之力也。我等生邊地濁世、只引殺生放逸業。持尺一下、云、仍自

今身至佛身、此不殺生戒能持否。持尺一下、三說三寶、

第二不偷盜戒。一切有主物、不可自盜教人盜也。菩薩行願於衆生垂利益、還盜人物可令人苦惱哉。盜犯人生生世世得貧窮果報、永不成財寶主、貧諸道障礙也。盜犯即貧窮因緣也。尚不受富貴人天報。況萬德佛果哉。仍自今身至佛身、此不偷盜戒能持否。持尺一下、三說三寶、

第三不婬欲戒。不可自行婬欲教人行婬欲也。輪迴生死不絕者、是因婬欲之過也。是故願

無上菩提人、厭非梵行、如怖毒蛇。仍出家菩薩永不可發其情、況有其事哉。在家菩薩堅可持不邪婬戒也。謂於我色之外不可念他色。行婬邪者現在有三過。一傍人輕之、吾心常苦、

二偕老同穴之友、顛倒如怨敵、三伺他色者必損身命。願佛道人不可不慎。行婬欲者現世受

辛苦、後世墮惡趣。仍自今身至佛身、此不婬欲不邪婬戒能持否。持尺一下、三說三寶、

第四不妄語戒。不可自妄語教人妄語也。受地獄熾盛之業苦、必由妄語罪。生生世世不被

信人、現在生間亦人輕之。設捨身命不可妄語。仍自今身至佛身、此不妄語戒能持否。持尺一下、三說三寶、

第五不酤酒戒。不可自酤酒教人酤酒。菩薩行願可令人生智慧。然返酤酒令人顛倒。其罪

無量也。仍自今身至佛身、此不酤酒戒能持否。持尺一下、三說三寶、

身一離(1)

戒一ナシ(1)

第一……一底木、コノ向、半葉アイテ、第一不……
生世世(七十四) カ重腹シテアリ

〔梵〕第二不殺生戒。一切有命者、不可自殺教人殺。見殺不隨喜也。一切衆生惜命、大小貴賤皆如吾命。準可知之、菩薩行願於一切衆生垂一子慈悲、何況忘之奪其命哉。何況殺生人生生世世短命。諸佛得長壽依不殺生戒之力也。我等生邊地濁世、只引殺生放逸業。仍自今身至佛身、此不殺生戒能持否。持尺一下、云、

持一打(1)、打一ナシ(1)、以下同シ。說一問(1)

〔梵〕第二不偷盜戒。一切有主物、不可自盜教人盜也。菩薩行願於衆生垂利益、還盜人物可令人苦惱哉。盜犯人生生世世得貧窮果報、永不成財寶主、貧諸道障礙也。盜犯即貧窮因緣也。尚不受富貴人天報。況萬德佛果哉。仍自今身至佛身、此不偷盜戒能持否。

〔梵〕第三不婬欲戒。不可自行婬欲教人行婬欲也。輪迴生死不絕者、是因婬欲之過也。是故願無上菩提人、厭非梵行、如怖毒蛇。仍出家菩薩永不可發其情、況有其事哉。在家菩薩堅可持不邪婬戒也。謂於我色之外不可念他色。行邪婬者現世有三過。一傍人輕之、吾心常苦、二偕老同穴之友、顛倒如怨敵、三伺他色者必損身命。願佛道人不可不慎。行婬欲者現世受辛苦、後世墮惡趣。仍自今身至佛身、此不婬欲戒能持否。

邪婬一婬邪(1)

〔梵〕第四不妄語戒。不可自妄語教人妄語也。受地獄熾盛之業苦、必由妄語罪。生生世世不被信人、現在生間亦人輕之。設捨身命不可妄語。仍自今身至佛身、此不妄語戒能持否。

身一離(1)、返一還(1)

〔梵〕第五不酤酒戒。不可自酤酒教人酤酒。菩薩行願可令人生智慧。然返酤酒令人顛倒。其罪無量也。仍自今身至佛身、此不酤酒戒能持否。

第六不說四衆過罪戒。不可自說教人說。四衆者、比丘比丘尼優婆塞優婆夷也。不可說其過失。若說之、如獅子身中食獅子肉。吾既爲佛弟子、何說同法兄弟過哉。若說之即謗佛也。仍自今身至佛身、此不說四衆過罪戒能持否。打尺一下、三說三寶

第七不自讚毀他戒。不可自讚毀他教人自讚毀他。謂先戒限毀佛弟子。今戒不毀一切衆生戒也。一切衆生皆有佛性。誰貴誰賤。況生生世世父母兄弟也。一念一言不瞽之。經律之中最制之。仍自今身至佛身、此不自讚毀他戒能持否。打尺一下、三說三寶

第八慳惜加毀戒。不可自慳惜加毀教人慳惜加毀、謂檀度佛道之初門也。慳貪菩提之怨敵也。若人不行檀波羅蜜未入菩薩員、必墮餓鬼道。是故有來求二施者、隨力施與。然不施一草一塵許。反更罵辱得重罪。仍自今身至佛身、此慳惜加毀戒能持否。打尺一下、三說三寶

第九瞋心不受悔戒。不可自瞋不受悔教人瞋不受悔。若發瞋恚爲人作怨還爲我怨。觸事瞋恚競發則忍解。必爲心師不師心。菩薩若起瞋恚造罪爲眞破戒。或於有情或於非情、努力不可起瞋恚。若對人發瞋恚時、人以善言懺謝還可和平、瞋隔得重罪也。仍自今身至佛身、此瞋心不受悔戒能持否。打尺一下、三說三寶

第十不謗三寶戒。不可自謗三寶、謂佛法僧福田現世後世依怙也。既歸依了、何還致謗。謗三寶者、於功德善根致是非偏執、謗因緣無量也。若菩薩聞謗三寶之聲、惱痛如以三百矛刺心。何況口自謗教人謗哉。若有謗者、洗目洗耳不可見聞。仍自今身至佛身、此不謗三寶戒能持否。打尺一下、三說三寶

今此戒中有十六種事。三歸戒三聚淨戒十重禁戒也。若心交若心散亂不成羯磨。此十六種事、一心不亂能持否。打尺一下、三說三寶

〔一〕第六不說四衆過罪戒。不可自說教人說。四衆者、比丘比丘尼優婆塞優婆夷也。不可說其過失。若說之、如獅子身中食獅子肉。吾既爲佛弟子、何說同法兄弟過哉。若說之即謗佛也。仍自今身至佛身、此不說四衆過罪戒能持否。
〔二〕獅子(底) (一)
法一加(一)

〔三〕第七不自讚毀他戒。不可自讚毀他教人自讚毀他。謂先戒限毀佛弟子。今戒不毀一切衆生成也。一切衆生皆有佛性。誰貴誰賤。況生生世世父母兄弟也。一念一言不瞽之。經律之中最制之。仍自今身至佛身、此不自讚毀他戒能持否。
〔四〕右(底) (底)

〔五〕第八慳惜加毀戒。不可自慳惜加毀教人慳惜加毀。謂檀度佛道之初門也。慳貪菩提之怨敵也。若人不行檀波羅蜜未入菩薩員、必墮餓鬼道。是故有來求二施者、隨力施與。然不施一草一塵許。反更罵辱得重罪。仍自今身至佛身、此慳惜加毀戒能持否。

〔六〕第九瞋心不受悔戒。不可自瞋不受悔教人瞋不受悔。若發瞋恚。爲人作怨。還爲我怨。觸事瞋恚競發則忍解。必爲心師不師心。菩薩若起瞋恚造罪。爲眞破戒。或於有情或於非情、努力不可起瞋恚。若對人發瞋恚時、人以善言懺謝還可和平。瞋隔得重罪也。仍自今身至佛身、此瞋心不受悔戒能持否。

〔七〕第十不謗三寶戒。不可自謗三寶、謂佛法僧福田現世後世依怙也。既歸依了。何還致謗。謗三寶者。於功德善根致是非偏執。謗因緣無量也。若菩薩聞謗三寶之聲。惱痛如以三百矛刺心。何況口自謗教人謗哉。若有謗者。洗目洗耳不可見聞。仍自今身至佛身、此不謗三寶戒能持否。
寶ノ下(一) 教人謗三寶(一) 緣ノ果(一) 之ナシ(一)

〔八〕今此戒中有十六種事。三歸戒三聚淨戒十重禁戒也。若心交若心散亂。不成羯磨。六十六種事。一心不亂能持否。
此ノ上(一) 仍(一)

一次輕戒。戒師云四十八輕唯出數目。不敬師長、自他飲酒、食一切肉、不食五辛、不舉罪海、同學供請、聽受請肆、背大持小、見病不救、畜殺生具、是爲初十。不通軍使、販人畜積、無事謗良、放火損生、措正橫教、苦行說法、依勢惡求、詐解作師、鬪搆兩頭、放生資亡、是爲二十。不得報讎、恃貴侮德、好相得戒、捨正學邪、爲主用物、請僧差客、請利自用、次第請僧、邪命合毒、通交破齋、是第三十。不順入法、橫取養畜、軍樂博卜、退菩提心、發諸普願、不破戒願、頭陀其難、坐無次第、建立誦讀、是初九戒。不受染遮、儼相不解、非處說戒、故毀聖禁、不重經律、不化有情、說法乖儀、非法立制、自破內法、是後九戒。以上五科六八備足。戒師云仍從今身至佛身、此四十八支淨戒、汝能持否。打尺一下 三觀三卷

次現相。戒師云諸佛子等至心當觀、今日諸人信心受戒、一念功德薰徹法界、十方世界諸佛淨土、有無量瑞相光明昭曜、異香薰等現、彼土菩薩問彼土佛、何因緣故有此相現。彼佛答言、娑婆世界教主、釋迦牟尼如來滅後、於南閻浮提大日本國何州何郡何山何寺僧伽藍處、有發心人受菩薩淨戒、致淨信誦證明、故有此相現也。彼土菩薩咸生歡喜、各各皆言、如是等極惡之處、具足煩惱惡業衆生、能發如是極勝之心、受菩薩戒、甚爲希有。深生憐愍、遙見是人、生子弟想。爾時諸佛爲證明。菩薩爲同學、天龍八部護念力故、功德增長不失善根。從此受戒人、今生必得福壽而無諸殃、當來汝等證法身。是故諸人至心護持、寧失身命勿敢違犯。

次後頌。戒師云處世界如虛空、如蓮華不著水、心清淨超於彼、稽首禮無上尊。
次同向。戒師云上來羯磨受戒功德、如虛空界無有邊際、回施法界一切衆生、莊嚴佛果、證無生忍。祝獻三界護法諸天幽冥神靈、皆得快樂、風調雨順、四海安平、穀果豐稔、災冷

具ナシ云

〔梵〕次現相 當此時十方世界諸佛淨土有無量瑞相之光明顯異香等現 彼土菩薩問彼土佛 何因緣故有此相現 彼佛答言 娑婆世界教主釋迦牟尼如來 于申滅後二千歲 南閻浮提大日本國某月某日某州某處 有發心人受菩薩淨戒 致淨信誦證明 故有此相現也 彼土菩薩咸生歡喜 各各皆言 如是等極惡之處 具足煩惱 惡業衆生 能發如是極勝之心受菩薩戒 甚爲希有 深生憐愍 爾時諸佛爲證明 菩薩爲同學 遙見是人 生子弟想 各各皆言 如是等極惡之處 具足煩惱 惡業衆生 能發如是極勝之心 受菩薩戒 甚爲希有 深生憐愍 遙見是人 生子弟想 爾時諸佛爲證明 菩薩爲同學 天龍八部護念力故 功德增長不失善根 從此受戒人 今生必得福壽而無諸殃 當來汝等證法身 是故諸人至心護持 寧失身命勿敢違犯

〔梵〕後頌 處世界如虛空 如蓮花不著水 心清淨超於彼 稽首禮無上尊

〔梵〕同向 上來羯磨所生之福業 伏願 等遠資積福業之託生 成十身那之佛果 坐證離戲之蓮臺 進三身圓滿之覺位 自初地等地 從等覺至妙覺 化功歸己 轉者信心大施主 等 蒙成神護 而百年壽算無恙 願諸佛護念 而世悉

當日滿戒規則

一、丑刻洗面起單、朝課如常。引續粥坐入浴。此規白衣著袿淨衣。優婆塞、優婆夷結齋、鮮潔衣可着用事。

一、當日戒徒之外、注連繩之內不可入。尚又雜人參詣門內不可入。因緣血脈授與之輩、結界外可爲聽聞事。

一、把散杖加持香水。二侍者持香水、相分盛成儀。

一、二侍者集記前罪懺悔之紙燒衆前。已下受戒作法畢而戒師唱曰、戒作法已畢。二侍者相分行于前合口聲。引請次第。呼名、受者隨呼進椅前。此時室中戶內承五香湯、淨手跪而受戒系。

一、因緣血脈戒牒授與下椅檀前呼出、戒師手渡。

一、當日齋座、戒師展待。

一、若戒徒之中有請八齋戒者、翌日於佛前須授之也。

傳戒羯磨* 當日式

淨衣著袿、傳戒師前胡跪合掌。前小机設之、香爐。

傳戒師告曰、燒香三拜、拜了而戒師前、直進受滿頂。受了而三拜。戒師唱云、

我有菩薩心地大戒、當今欲授與汝、能護持否。三說答曰、能護持。三說

今此菩薩心地大乘戒、盡形壽盡未來際、汝能護持否。三說答曰、能護持。三說

授與戒系并心印戒傳文畢。頂戴了而燒香三拜退出矣。

一朱筆(イ)以下同ジ。坐座(イ)徒(イ)因緣(ナシ)(イ)事(コノ段ノ後、次ノ各箇条有り)(イ)〇八朱筆

〇即刻 戒師先立椅傍、戒頭打手符一通、與衆共屈坐具長跪合掌、戒頭到戒師前、長跪唱云、夫登菩薩位以下有前云々、慈愍故忘三說。

〇戒師受請了、先到五師前拜、遂進座。唱請聲次成頭、進燒香於中央爐、師位而唱云、大衆向五師三拜。又云、戒頭進燒香、師位唱云、大衆向戒師和上三拜。唱請聲

〇攝傳文、唱請聲五成十重六八、一々唱了時、能持香、三問。能持、唱請聲間七過難時、唱請聲徒(衆)(イ)、行(配)(イ)、頂戴(此)(イ)、單(檀)(イ)謝(讀)(イ)

系(コノ段ノ後、次ノ各箇条有り)(イ)〇八朱筆〇合衆、受戒系了、戒頭鳴手符一通、衆向五師三拜。又云、向戒師和上三拜、四衆各々拜了、戒師下椅向五師、燒香三拜。

〇滿成日持齋、此ノ儀受戒已後、半月半月布薩事、此ノ儀戒師、下椅五師拜了、坐檀下。知客見之、持四衆、成香資、度與成頭。成頭接取、戒師著座之前置。師唱曰、各々謝戒鄭重、仰納受。

戒師(ナシ)(イ)待(下)同日持齋(イ)、斷(齋)(イ)磨(下)式(イ)當日式(三字一ナシ)(イ)

前(ノ)上(於)(イ)前小机(一)之香爐(七字一ナシ)(イ)傳戒師(一)師唱云(二十九字一本文二作ル)(イ)告(一)唱(一)

戒(ナシ)(イ)香(下)三問(一)三說(一)ナシ(一)拜(下)而(一)

*傳戒或戒師前、高机花爐燭香水調之。室蜜附底心得、避他人事也。右羯磨文別紙書。
前日受授人渡置事也。戒系并心印傳戒文預認置、當日授之事。

維時昭和十五年十月廿五日、泉谷禪房寫畢。 岳水。

昭和十五年十月廿一日―廿五日、東京市芝区三田南本町仙翁寺ニ於テ報恩正法眼藏會アリ。岸深惟安老師道心卷ヲ講セラル。十月廿四日拜登シテ老師ガ森江番店ヨリ購入セラレタル森火狂師所藏本ノ宋西禪師所傳ノ戒法ヲ借リテ寫ス。虎錫ノ禪戒軌ノ寫本セ一緒ニ同筆ニテアリシガ、コレハ禪學大系ノ中ニアルニヨリテ寫サズ。

傳戒師……コノ段以下ナシ。次ノ「五師釋名号」アリ（イ）

五師釋名号

南無得成大和尙本師釋迦牟尼佛。

南無文殊師利菩薩羯磨阿闍梨。

南無彌勒慈氏菩薩教授阿闍梨。

南無十方總持諸佛諸戒師。

南無十方諸菩薩眾同法侶。

南無讚戒說伽藍諸天尊神。